

スケーパー研究所 調査員倫理行動規範

2023年8月10日更新

1. 尊重と配慮の原則

- ・ 調査対象となる人物や物、建物、風景、その他に対して尊重と配慮を示します。
- ・ 調査対象が人物の場合、人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障がいなどの個人の属性や特徴に基づく差別や偏見につながる表現に十分注意します。

2. プライバシーと機密情報の保護

- ・ 調査対象のプライバシーを尊重し、個人情報や機密情報を適切に管理・保護します。
- ・ 調査によって得られた情報は、適切な許可を得ることなく公開したり第三者と共有したりしません。

3. バイアスの排除

- ・ 調査書の作成においては対象者の不快感につながる意図的なバイアスを排除し、考察する場合はできるだけ客観的な事実に基づきます。
- ・ 調査の目的に準じた活動に取り組みます。

4. 倫理的なコミュニケーションと報告

- ・ 調査結果や報告書を分かりやすく、客観的かつ適切に伝えることに努めます。
- ・ 調査の目的や方法、結果に関する情報を適切な関係者と共有し、信頼性の確保を目指します。

5. 法令と規制の遵守

- ・ 適用される法律や規制に準拠して調査活動を行います。
- ・ 個人の権利や公共の利益を侵害するような行為や違法行為は行いません。

6. 継続的なスキルと能力の向上

- ・ 調査員としてのスキルを保ち、倫理と知識の向上、創造に努めます。
- ・ 常に調査方法や倫理に関する最新の情報にアクセスし、最良の実践に基づいて行動します。